

特定粉じん排出等作業実施届出書

提出日を記載してください。

令和△□年○△月○□日

群馬県知事 あて

令和2年12月28日から押印及び押印に代わって行うことが可能とされていた署名は不要となりました。

住所 〒371-8570

ふりがな

群馬県前橋市大手町1

届出者

名称 群馬県庁工業株式会社

代表取締役社長 群馬 太郎

027-0000-0000

届出者は工事の発注者です。
ただし届出者の代理者が提出手続を行うことは差し支えありません。

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

該当するもの以外は二重線で消してください。

届出対象特定工事の場所	(所在地) 渋川市渋川〇〇〇 (特定工事の名称) □□ビル解体工事	
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	群馬県前橋市××町 4-5-6 ●●建設株式会社 代表取締役 ○○ 太郎	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 1(件)	
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	
特定建築材料の使用面積	20.0 m ²	
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。	
参 考	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積2,100m ² (3階建) その他工作物
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	●●建設株式会社 群馬県前橋市××町 □-□-□ 現場責任者 △△ 一郎 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

工事の元請業者を記入してください。
自主施工の場合は「届出者に同じ」で構いません。

除去等に係る一連の作業の開始日であり工事そのものの開始日ではないことに注意してください。
(足場設置～資材搬出まで。)

項	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇技研(株) 群馬県前橋市□□町 ○-○-○ 現場責任者 ×× 二郎 電話番号 ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
---	--	---

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	(除去) ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他							
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	—							
集じん・排気装置	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">種類・型式・設置数</td> <td>〇〇社製 AZ-1000 1台</td> <td rowspan="3" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;">使用する集じん機の能力で1時間当たり作業場を4回以上換気できる能力か確認してください。</td> </tr> <tr> <td>排気能力 (m³/min)</td> <td>50m³/min 換気回数 = $50(\text{m}^3/\text{min}) \times 0.8 \times 1(\text{台}) \times 60(\text{min}) / 500(\text{m}^3) = 4.8$ (1時間当たり換気回数 4.8回)</td> </tr> <tr> <td>使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)</td> <td>××工業製 HEPA フィルター 集じん効率 0.3 μm 粒子 99.97%以上</td> </tr> </table>	種類・型式・設置数	〇〇社製 AZ-1000 1台	使用する集じん機の能力で1時間当たり作業場を4回以上換気できる能力か確認してください。	排気能力 (m ³ /min)	50m ³ /min 換気回数 = $50(\text{m}^3/\text{min}) \times 0.8 \times 1(\text{台}) \times 60(\text{min}) / 500(\text{m}^3) = 4.8$ (1時間当たり換気回数 4.8回)	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	××工業製 HEPA フィルター 集じん効率 0.3 μm 粒子 99.97%以上
種類・型式・設置数	〇〇社製 AZ-1000 1台	使用する集じん機の能力で1時間当たり作業場を4回以上換気できる能力か確認してください。						
排気能力 (m ³ /min)	50m ³ /min 換気回数 = $50(\text{m}^3/\text{min}) \times 0.8 \times 1(\text{台}) \times 60(\text{min}) / 500(\text{m}^3) = 4.8$ (1時間当たり換気回数 4.8回)							
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	××工業製 HEPA フィルター 集じん効率 0.3 μm 粒子 99.97%以上							
使用する資材及びその種類	養生シート 0.1×1800mm 壁用 0.15×1800mm 床用 養生テープ 50mm 幅 廃石綿等専用廃棄袋 860×1200mm 飛散抑制剤 D 社製 E-100 飛散防止剤 D 社製 G-200							
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	(備考3を参照)							

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。